

# 熊野町庁舎落成記念



熊野庁舎落成記念行事の一環として、7月18日、熊野町の将来を担う町内の小学校の代表20人が議員となり、こども町議会が開会されました。



議員に任命されました。

この議会は、体験を通じて、議会や役場を身近に感じてもらい、また保護者の方には、まちづくりに参加していただくきっかけになればと開催されたものです。

議会は、町で開催されている議会と同じように平本町長、林助役ほか町執行部が出席し、議会独特の雰囲気の中、こども議員のみなさんは緊張した面持ちで一礼して議場に入りました。

はじめに貞永議長が「日ごろ疑問に思っていることや、こんな町にしてほしいという願いをどんどん質問してください。これからの熊野町を支えていくのはみなさんです。」とあいさつされ、このあと第四小学校の刀禰健太郎さんと武田巨平くんが臨時議長に任命され、それぞれ前半・後半の議事進行を行いました。

一般質問では、小学生の観点で捉えたまちの問題点や将来像のほか、学校生活関連の要望等について新鮮な質問が述べられ、約2時間に渡り、町執行部と熱心な議論が展開されました。

町では今回出された貴重な意見を無駄にしないよう町政に反映させたいと考えています。



自分の意見を主張できました！



行政に関わることができました。

参加してくれたこども議員のみなさん

なお、今回行われたこども町議会の内容については、議会の様子を収録したビデオを作成し、各学校に配布して教材の一つとして役立ててもらうことにしています。

また、議事録を作成し、ホームページにも掲載する予定です。

(企画課)

- |           |       |       |
|-----------|-------|-------|
| 議長(前半・後半) | 第四小学校 | 刀禰健太郎 |
| 第一小学校     | 武田 巨平 |       |
| 議員        | 第一小学校 | 荒滝 諭  |
|           |       | 尾羽根 愛 |
|           |       | 和田 祐奈 |
|           |       | 新屋 孝文 |
|           | 第二小学校 | 藤井 美幸 |
|           |       | 平本多希恵 |
|           |       | 森 貴弘  |
|           |       | 武田 裕太 |
|           |       | 花木健太郎 |
|           | 第三小学校 | 上林 遼  |
|           |       | 上本 千恵 |
|           |       | 伊藤ひかる |
|           |       | 岡本 圭史 |
|           |       | 中村 美沙 |
|           | 第四小学校 | 山本 優  |
|           |       | 宮崎 和貴 |
|           |       | 榎本 将史 |
|           |       | 松木 陽一 |
| (質問順・敬称略) |       |       |

# シリーズ市町村合併

今回は、近隣市町との行政比較として、税金についてお知らせします。

## 普通税について

まず普通税についてですが、これには、市町村民税（個人、法人）、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、特別土地保有税があります。（下表参照）

この比較では、市町村民税の個人均等割が地方税法により、市町村の人口規模に応じて税額が定められているため、広島市が年額で千円高くなっています。  
 資本金が1億円を超える法人に対する法人税割の税率は、広島市、府中町で制限税率である14.7%を採用しており、海田町が14.2%、熊野町、坂町では、標準税率の12.3%です。  
 特別土地保有税については、土地の取得・保有分の

税率は同じですが、免税の範囲が広島市よりも4町のほうが広がっています。

なお、軽自動車税（小型特殊自動車）のその他を除く。市町村たばこ税については、標準税率により違いがありませんので、表を省略しています。

## 地方税（平成12年4月1日現在） 普通税

区分		広島市	熊野町	府中町	海田町	坂町
個人の市町村民税	均等割	3,000円	2,000円			
	所得割	標準税率				
法人の市町村民税	均等割	標準税率				
	所得割	大法人 14.7% 小法人 12.3%	12.3%	大法人 14.7% 小法人 12.3%	大法人 14.2% 小法人 12.3%	12.3%
固定資産税		1.4%				
特別土地保有税	土地取得分	1.4%				
	土地保有分	3%				
	免税点	合計面積 2,000㎡ 未満	合計面積 5,000㎡未満			

表中大法人とは、資本金が1億円を超えるもので、小法人とは、それ以外のものをさします。

## 目的税について

次に目的税についてですが、

この場合、事業所床面積千㎡以下従業員数百人以下の事業所は課税されません。また、都市計画税とは、都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に課する税です。

次に目的税についてですが、これは、事業所税、都市計画税などがあります。事業所税とは、都市環境整備・改善事業の費用に充てるため、事業所等において事業を行う人又は事業所用家屋の建築主に課する税で、課税団体は政令指定都市等に限定されます。なお、事業に係るもの

また、都市計画税とは、都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に課する税です。事業所税の比較では、広島市のみ課税対象となっています。（企画課）

## 目的税

区分	安芸郡4町	広島市
事業所税	なし	事業に係るもの 資産割： 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割： 従業者給与総額の0.25% 新增設に係るもの 新增築事業所床面積1㎡につき 6,000円
都市計画税	なし	税額 = 課税標準額 × 税率0.3%

3 熊野町ホームページでは、町政についてのご意見・ご要望を募集しています。